

議案第 9 1 号

物件の買入れについて

物件を次のとおり買入れるため、議決を求める。

令和 2 年 9 月 1 1 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 買入れの目的 | G I G A スクール構想の実現に向け、市立小中学校等の児童生徒一人一台端末の学習環境整備を行うため |
| 2 | 買入れの物件 | 児童生徒用学習環境構築 |
| 3 | 買入れの方法 | 随意契約 |
| 4 | 買入れの金額 | 2, 0 1 4, 7 1 3, 8 0 0 円 |
| 5 | 買入れの相手方 | 大阪府中央区和泉町 2 丁目 2 番 2 号
株式会社内田洋行 大阪支店
執行役員 大阪支店長 岡 野 清 吾 |

(説 明)

市立小中学校等の学習者用端末等を買入れるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本案を提出する。